

広島空港の利用実態等に関する調査業務仕様書

1 目的

本業務は、空港利用者並びに広島県居住者を対象としたアンケート調査により、広島空港における利用者特性や利用実態を把握し、広島空港における潜在需要や課題を分析するものである。

2 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

3 業務内容

(1) 広島空港利用者アンケート

① 調査票の作成

広島空港利用者（国内線・国際線）の特性や利用実態を把握する調査票の設計を行う。全体の設問分量は、A4版2ページ以内を想定するが、最終的には発注者と協議のうえ決定する。

調査項目は別紙「調査項目」の通り。国内線は、路線共通で地元客・来訪客用を作成し、個別で羽田・成田線乗継利用の方（海外在住者）向けを作成すること。国際線の調査票は、路線毎に日本の方向け、外国の方向けを作成し、路線の就航先に合わせて、選択肢を変更すること。

設問の回答は、出来る限り記述ではなく、選択式で回答出来るよう、回答数が多いと見込まれる選択肢（大手旅行会社名・利用率の高いSNS等）は具体的に明記すること。

なお、調査票の提供様式は問わない（紙でもタブレット端末でも可）

② 調査票の翻訳

外国人旅客向けのアンケート調査票は中国語（繁体字・簡体字）・韓国語・ベトナム語・英語に翻訳する。

③ 調査の実施

広島空港にて航空機を利用する航空旅客に対して、アンケート調査を実施する。

調査対象	広島空港から出発する航空機（国内線及び国際線）に搭乗する航空旅客（日本人、外国人） 羽田・成田線海外乗継利用調査は、以下を対象とする。 ・広島空港から、羽田空港・成田空港に到着し、羽田空港・成田空港・その他の地域の空港から居住国に帰国（当日以外の帰国も含む）される方（海外在住者）
調査方法等	1 調査方法

	対面調査（国内線・国際線） 広島空港において、一定期間アンケート調査票を配布・提示し、その場でアンケートに回答していただく。 2 返礼品 回答率向上のため、返礼品を進呈する。返礼品の単価は、最低 100 円（税抜き）以上とし、費用は受注者の負担とする。その場で回答した方に返礼品を進呈するものとする。※中国線利用者への返礼品はハンカチ以外とする 3 その他 外国人旅客も調査対象となることから、外国語（中国語・韓国語・ベトナム語・英語）での調査依頼や調査趣旨の説明ができるような調査体制を構築すること。
調査場所	対面調査 広島空港国内線・国際線搭乗待合室内 ※搭乗待合室内（保安区域）に立ち入ってアンケート調査を実施する場合には、関係当局（広島空港事務所、広島空港税関等）との調整が必要である。当局との協議によっては、空港警備会社等に調査立ち合いを依頼する必要等が発生することもありうるが、こうした経費は受注者が負担するものとする。
目標サンプル数	国内線（地元客・来訪客）400 票以上 ※各路線 50 票以上の取得を目指すこと 羽田・成田線海外乗継（海外在住者）100 票以上 国際線 550 票以上 ※韓国路線について、ソウル線は韓国人 100 票以上、海外在住のソウル線乗継利用客 50 票以上、日本人 20 票以上、清州線は韓国人 100 票以上、海外在住の清州線乗継利用客 10 票以上、日本人 20 票以上の取得を目指すこと ※韓国路線以外について、各路線 50 票以上の取得を目指すこと 国内線 400 票以上、国際線 550 票以上を原則とすること。 羽田・成田線海外乗継 100 票以上、国内線・国際線の路線毎の票数は、目標数の取得を目指す。調査を実施し、目標数の取得が難しい場合は、別途発注者と協議すること。
調査日数	国内線最低 2 日間以上、国際線最低 4 日以上 国内線・国際線の全ダイヤを調査対象とし、必要に応じて土曜日・日曜日も調査日に含め、日程を設定すること。 ※具体的な調査日時は発注者及び空港関係者と調整のうえ決定するものとする。（冬ダイヤ 国内線始発便出発 07：35、国内線最終便出発 20：40）
事前準備	調査実施に先立ち、具体的な調査日時、場所、調査体制、実施にあたっての留意事項等を記載した調査実施計画を策定すること。 制限区域内での調査となるため、調査前の研修受講、各種パスの申請が必要となる。広島空港関係機関（空港事務所、空港税関、ターミナルビル等）と調整を行い、確実かつ効率的に調査が実施できるようにすること。
調査結果	回収したサンプルは、エクセルに入力してデータベース化する。外国語で記載された回答は日本語に翻訳したものを回答データとして入力し、単純集計を行う。

（２）広島県居住者アンケート

広島県居住者を対象とし、国内外への移動における交通手段や空港の選択状況等を把握するためにアンケートを実施する。

調査対象	インターネットリサーチ会社にモニター登録をしている広島県居住者（性別、年代により割り付けを行う）
調査方法	調査対象となるアンケートモニターにアンケートを配信し、インターネット上で回答していただく。
調査サンプル数	600 票（うち海外渡航経験者 300 票以上）
調査内容の例	別紙の通り

（４）分析

路線ごとの特徴分析及び優先順位付け

広島空港利用者アンケート・広島県居住者アンケートの結果に基づいて、路線ごとの特徴を分析し、認知度、目的、興味等を、過去からの推移としてグラフ化・路線の優先順位付けを実施し、過去の報告書を参考に、報告書としてまとめること。報告書は、最終提出前に委託者の確認を得ること。

この際、委託者は必要に応じて修正等の指示を出す場合があるので、受託者はこれに応じること。

（参考：過去の報告書）別紙「広島空港利用者調査報告書・概要版」、「広島県居住者調査報告書・概要版」の通り

4 成果品

最終成果品は令和 8 年 3 月 31 日までに提出すること。

- （１）広島空港利用者アンケート ローデータ・単純集計（エクセル） 1 式
- （２）広島県居住者アンケート ローデータ・単純集計（エクセル） 1 式
- （３）調査・分析に関する報告書 電子媒体（PDF・Word）
- （４）調査・分析に関する報告書概要版 電子媒体（PDF・Word）

5 契約に関する条件等

（１）再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ広島空港振興協議会（以下、協議会という）の承諾を得たときは、この限りではない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務の履行及び遵守事項を順守させるものとする。

（２）業務の履行に関する措置

受託者は、協議会との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施することとし、業務実施

過程で疑義が生じた場合には、速やかに協議会に報告し、協議を行い、その指示を受けること。

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）を遵守しなければならない。

（３）成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。